

令和4年3月定例会提出条例について（当初分）

〔市民総務部総務課〕

【目次】

1	福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1 P
2	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1 P
3	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1～2 P
4	福知山市防災会議条例の一部を改正する条例	2 P
5	福知山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	3 P
6	近畿圏都市開発区域指定に伴う市税特別措置条例を廃止する条例	3～4 P
7	福知山市保育士育成修学資金の貸与に関する条例	4 P
8	福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	5 P
9	福知山市認定こども園条例及び福知山市保育所条例の一部を改正する条例	5～6 P
10	福知山市立公民館条例等の一部を改正する条例	6～7 P
11	福知山市立体育館条例の一部を改正する条例	7 P

12	福知山市成和地域運動場条例の一部を改正する条例	7～8 P
13	福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	8 P
14	福知山市みんなの多様な性を尊重する条例	9～10 P
15	福知山市地域住民センター条例	10～11 P
16	福知山市酒呑童子の里ふれあい広場条例	11～12 P
17	福知山市三和荘条例の一部を改正する条例	12～13 P
18	福知山市三和町運動広場条例の一部を改正する条例	13～14 P
19	福知山市三和町川合運動広場条例の一部を改正する条例	14～16 P
20	福知山市大雲記念館等条例の一部を改正する条例	16～17 P
21	福知山市人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例	17 P
22	福知山市三和町林業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例	17～18 P
23	福知山市三和町立地企業等従業員住宅条例の一部を改正する条例	18～20 P
24	福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例	20 P

1 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

附属機関の改編に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

高齢者権利擁護地域ネットワーク会議を改編し、名称を福知山市権利擁護支援地域協議会とし、担任する事務を複雑化・複合化した生活課題を抱える地域住民の支援のあり方について検討を行い、権利擁護支援・重層的支援体制整備の進捗状況を確認し、評価する事務とすることとした。

(別表関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

附属機関の改編に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

高齢者権利擁護地域ネットワーク会議の改編に伴い、委員の名称を権利擁護支援地域協議会委員とし、報酬の額を日額8,000円とすることとした。

(別表関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

3 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（一部改正）【保険年金課】

1 改正の理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に引き上げることとした。

(第14条の6関係)

- (2) 国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げることとした。

(第14条の6の10関係)

- (3) 国民健康保険の保険料の未就学児の被保険者均等割額の減額について定めることとした。

(第18条の4関係)

- (4) 文言の整理を行うこととした。

(第10条、第14条の6の2、第18条の2関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

4 福知山市防災会議条例の一部を改正する条例（一部改正）【危機管理室】

1 改正の理由

福知山市防災会議の委員の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市防災会議の委員に、市長が防災に関し必要があると認めて委嘱する者を加えることとした。

(第3条第5項関係)

- (2) 福知山市防災会議の委員の定数を25人以内とすることとした。

(第3条第6項関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

5 福知山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【消防本部総務課】

1 改正の理由

消防団員の報酬額の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 消防団員の報酬を年額報酬及び出動報酬とし、消防団員のうち、班長及び団員の年額報酬を次のように改めることとした。

班長	37,200円
団員	36,600円

(第6条第1項及び第2項関係)

(2) 消防団員が、災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合、次のとおり出動報酬を支給することとした。

種別	出動報酬の額
災害又は警戒の場合	5時間を超え8時間以内 8,000円
災害又は警戒の場合	3時間を超え5時間以内 5,000円
災害又は警戒の場合	3時間以内 3,000円
訓練等の場合	1回 2,000円

(第6条第3項、別表第1関係)

(3) 消防団員が、災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合、出動ごとに500円の費用弁償を支給することとした。

(第6条の2関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(目次、第6条の見出し、第6条第4項及び第5項、第7条第2項、第9条第2項、第12条第1号、第14条第1項第1号関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

6 近畿圏都市開発区域指定に伴う市税特別措置条例を廃止する条例(廃止)【税務課】

1 廃止の理由

令和4年5月31日をもって近畿圏都市開発区域指定に伴う市税特別措置を

廃止するため、条例を廃止する必要がある。

2 施行期日

令和4年6月1日

7 福知山市保育士育成修学資金の貸与に関する条例（新規）【子ども政策室】

1 制定の理由

福知山市保育士育成修学資金の貸与制度を条例に基づく制度とするため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

(1) 市内保育施設等において保育士として勤務しようとする者に対し、養成施設の修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸与することを定めるととした。

(第1条関係)

(2) 用語の定義について定めることとした。

(第2条関係)

(3) 次のいずれにも該当する者に対し、無利息で修学資金を貸与することができることとした。

ア 養成施設において修学する者

イ 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに、市内保育施設等において保育士として従事する意思を有する者

ウ 他の地方公共団体その他の団体からこの条例に基づく修学資金と同じ養成施設への修学に係る修学資金等（社会福祉法人京都府社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付を除く。）の貸与を受けていない者

(第3条関係)

(4) 修学資金の貸与額は1学年につき30万円を上限とし、貸与は2学年分までとすることとした。

(第4条関係)

(5) 修学資金の全部の返還を免除する場合、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる場合について定めることとした。

(第5条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

8 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【子ども政策室】

1 改正の理由

個人番号を利用する事務の追加に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業について、システムで管理するため、個人番号を利用する事務に加えることとした。

(別表第1関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

9 福知山市認定こども園条例及び福知山市保育所条例の一部を改正する条例（一部改正）【子ども政策室】

1 改正の理由

福知山市保育所を福知山市認定こども園に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市認定こども園条例（令和3年福知山市条例第22号）の一部改正
(改正条例第1条)

福知山市認定こども園の表中、福知山市立夜久野こども園及び福知山市立げん鬼こども園の項を加えることとした。

(第2条の表関係)

(2) 福知山市保育所条例（昭和27年福知山市条例第18号）の一部改正

(改正条例第2条)

福知山市保育所の表中、福知山市立上夜久野保育園、福知山市立中夜久野保育園、福知山市立下夜久野保育園及び福知山市立げん鬼保育園の項を削ることとした。

(別表関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

10 福知山市立公民館条例等の一部を改正する条例（一部改正）【中央公民館】

1 改正の理由

公民館の使用料の算定方法の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市立公民館条例（昭和51年福知山市条例第4号）の一部改正

(改正条例第1条)

ア 福知山市立三和地域公民館の位置を福知山市三和町寺尾8004番地の丙とすることとした。

(第2条第7号関係)

イ 川口・日新・北陵・六人部・成和地域公民館を午前8時30分から使用できることとし、基本使用料について1時間単位で算定できることとした。

ウ 三和地域公民館の基本使用料について、福知山市三和荘条例（平成17年福知山市条例第98号）の規定を準用することとした。

エ 夜久野地域公民館の体育施設の旧育英小学校体育館及び運動場の項を削り、基本使用料について1時間単位で算定できることとした。

オ 大江地域公民館を午前8時30分から使用できることとし、基本使用料について1時間単位で算定できることとした。

カ 特別使用料のうち基本使用料に1割を加算した額について、中央公民館の使用に限ることとした。

(別表関係)

(2) 福知山市三和会館条例（平成17年福知山市条例第137号）の一部改正

(改正条例第2条)

福知山市三和会館の使用料について、1時間単位で算定できることにするとともに文言の整理を行うこととした。

(別表関係)

(3) 福知山市大江町過疎地域集会施設条例（平成17年福知山市条例第145号）の一部改正

(改正条例第3条)

福知山市大江町過疎地域集会施設の使用料の算定について、福知山市立公民館条例別表の大江地域公民館の規定を準用することとした。

(第4条第2項関係)

- (4) 福知山市豊富農村環境改善センター条例(昭和60年福知山市条例第5号)の一部改正

(改正条例第4条)

ア 福知山市豊富農村環境改善センターを午前8時30分から使用できるととし、使用料について1時間単位で算定できることとした。

イ 特別使用料のうち土曜日、日曜日又は休日に使用する場合をなくすこととした。

ウ 特別使用料のうち冷暖房使用料を基本使用料の5割に相当する額とすることとした。

(別表関係)

- 3 施行期日

令和4年4月1日

11 福知山市立体育館条例の一部を改正する条例(一部改正)【中央公民館】

- 1 改正の理由

福知山市立体育館の使用時間の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容

- (1) 福知山市立体育館(市民体育館を除く。)の使用時間を午前8時30分から午後9時までとすることとした。

(第7条の7第1項関係)

- (2) 地域体育館使用料の午前8時30分から午後9時までの基本使用料を定めることとした。

(別表第2関係)

- 3 施行期日

令和4年4月1日

12 福知山市成和地域運動場条例の一部を改正する条例(一部改正)【中

【**中央公民館**】

1 改正の理由

福知山市地域運動場を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市地域運動場を設置することとし、題名を福知山市地域運動場条例とすることとした。

(題名、第1条関係)

(2) 福知山市地域運動場の名称及び位置を次のとおりとすることとした。

名称	位置
福知山市成和地域運動場	福知山市字拝師 446 番地
福知山市北陵地域運動場	福知山市字下野条 635 番地
福知山市六人部地域運動場	福知山市字多保市 1120 番地

(第2条関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第3条から第12条、別表関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

13 福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【**市民病院総務課**】

1 改正の理由

市立福知山市民病院大江分院の病床数の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

市立福知山市民病院大江分院の病床数を52床(16床減)とすることとした。

(第3条第3項関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

14 福知山市みんなの多様な性を尊重する条例（新規）【人権推進室】

1 制定の理由

多様な性を尊重し、真に人権が尊重された社会を実現するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

(1) 多様な性を尊重する福知山市を目指して、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、市の施策の基本事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、多様な性を尊重し、真に人権が尊重された社会を実現することを目的とすることとした。

(第1条関係)

(2) この条例における基本理念について定めることとした。

(第2条関係)

(3) 用語の定義について定めることとした。

(第3条関係)

(4) 市の責務について定めることとした。

(第4条関係)

(5) 市民の責務について定めることとした。

(第5条関係)

(6) 事業者の責務について定めることとした。

(第6条関係)

(7) 教育に携わる者の責務について定めることとした。

(第7条関係)

(8) 人権侵害をする行為の禁止について定めることとした。

(第8条関係)

(9) 市は、必要な広報啓発活動を行うものとした。

(第9条関係)

(10) 人権侵害の相談及び苦情の申出について定めることとした。

(第10条関係)

(11) 多様な性を尊重する社会を実現するための施策の実施について定めることとした。

(第11条関係)

(12) パートナーシップ制度について定めることとした。

(第12条関係)

(13) 福知山市男女共同参画推進条例（平成18年福知山市条例第13号）第8条第1項に規定する基本計画には、福知山市みんなの多様な性を尊重する条例第2条に規定する基本理念を反映させなければならないこととした。

- 3 施行期日
令和4年4月1日

15 福知山市地域住民センター条例（新規）【まちづくり推進課】

1 制定の理由

福知山市地域住民センターを設置するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 福知山市自治基本条例（平成29年福知山市条例第31号）の理念に基づく協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの活動の拠点としての福知山市地域住民センターを設置することとした。

(第1条関係)

- (2) 名称及び位置を次のとおりとすることとした。

名称	位置
北陵地域住民センター	福知山市字下野条135番地

(第2条関係)

- (3) 事業について定めることとした。

(第3条関係)

- (4) 貸館について定めることとした。

(第4条関係)

- (5) 使用の許可について定めることとした。

(第5条関係)

- (6) 使用の不許可について定めることとした。

(第6条関係)

- (7) 使用料について定めることとした。

(第7条、別表関係)

- (8) 使用料の減免について定めることとした。

(第8条関係)

- (9) 使用料の不還付について定めることとした。

(第9条関係)

- (10) 使用許可の条件について定めることとした。

(第10条関係)

- (11) 使用許可の取消し等について定めることとした。

(第11条関係)

- (12) 指定管理者による施設の管理について定めることとした。

- (13) 指定管理者の業務について定めることとした。 (第12条関係)
- (14) 特別設備について定めることとした。 (第13条関係)
- (15) 目的以外の使用の禁止について定めることとした。 (第14条関係)
- (16) 使用者の義務について定めることとした。 (第15条関係)
- (第16条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

16 福知山市酒呑童子の里ふれあい広場条例（全部改正）【大江支所】

1 改正の理由

福知山市酒呑童子の里ふれあい広場を設置するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市大江山鬼瓦工房等の施設のうち、テニスコートを福知山市酒呑童子の里ふれあい広場とすることとし、題名を改めることとした。
(題名、第1条関係)
- (2) 使用時間について定めることとした。
(第2条関係)
- (3) 休場日について定めることとした。
(第3条関係)
- (4) 使用の許可について定めることとした。
(第4条関係)
- (5) 使用の制限について定めることとした。
(第5条関係)
- (6) 使用者の遵守事項について定めることとした。
(第6条関係)
- (7) 使用の取消し等について定めることとした。
(第7条関係)
- (8) 使用料の納付等について定めることとした。
(第8条、別表関係)
- (9) 使用料の減免について定めることとした。

- (10) 原状回復について定めることとした。(第9条関係)
- (11) 損害賠償について定めることとした。(第10条関係)
- (12) 特別の行為の許可について定めることとした。(第11条関係)
- (第12条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

17 福知山市三和荘条例の一部を改正する条例（一部改正）【三和支所】

1 改正の理由

福知山市三和荘の管理を指定管理から直接管理とすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市三和荘の位置を福知山市三和町寺尾8004番地の丙に変更することとした。(第1条関係)
- (2) 休館日について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。(第4条関係)
- (3) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の許可について定めるとともに文言の整理を行うこととした。(第5条関係)
- (4) 遵守事項について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。(第6条関係)
- (5) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の制限について定めるとともに文言の整理を行うこととした。(第7条関係)
- (6) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の取消し等について定めるとともに文言の整理を行うこととした。(第8条関係)
- (7) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の納付等について定めることとした。

(第9条、別表関係)

(8) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の減免について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第10条関係)

(9) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の不還付について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第11条関係)

(10) 原状回復について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第12条関係)

(11) 損害賠償について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第13条関係)

(12) 文言の整理を行うこととした。

(第3条、第14条、第15条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

18 福知山市三和町運動広場条例の一部を改正する条例（一部改正）【三和支所】

1 改正の理由

福知山市三和町運動広場の管理を指定管理から直接管理とすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市三和町運動広場の位置を福知山市三和町寺尾89番地の20とし、文言の整理を行うこととした。

(第1条関係)

(2) 指定管理から直接管理とすることにより、使用時間について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第2条関係)

(3) 休場日について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第3条関係)

(4) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の許可について定めるととも

に文言の整理を行うこととした。

(第4条関係)

(5) 指定管理から直接管理とすることにより、使用許可の制限について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第5条関係)

(6) 指定管理から直接管理とすることにより、使用者の遵守事項について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第6条関係)

(7) 指定管理から直接管理とすることにより、使用許可の取消し等について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第7条関係)

(8) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の納付等について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第8条、別表関係)

(9) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の減免について定めることとした。

(第9条関係)

(10) 特別施設等の制限について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第10条関係)

(11) 原状回復について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第11条関係)

(12) 損害賠償について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第12条関係)

(13) 文言の整理を行うこととした。

(第13条、第14条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

19 福知山市三和町川合運動広場条例の一部を改正する条例(一部改正)

【三和支所】

1 改正の理由

福知山市三和町川合運動広場の管理を指定管理から直接管理とすることに伴

い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 指定管理から直接管理とすることにより、使用時間について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第2条関係)

(2) 休場日について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第3条関係)

(3) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の許可について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第4条関係)

(4) 指定管理から直接管理とすることにより、使用許可の制限について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第5条関係)

(5) 指定管理から直接管理とすることにより、使用者の遵守事項について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第6条関係)

(6) 指定管理から直接管理とすることにより、使用許可の取消し等について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第7条関係)

(7) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の納付等について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第8条、別表関係)

(8) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の減免について定めることとした。

(第9条関係)

(9) 特別施設等の制限について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第10条関係)

(10) 原状回復について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第11条関係)

(11) 損害賠償について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第12条関係)

(12) 文言の整理を行うこととした。

(第13条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

20 福知山市大雲記念館等条例の一部を改正する条例（一部改正）【大江支所】

1 改正の理由

福知山市大雲記念館等の管理を指定管理から直接管理とすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 開館時間について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第3条関係)

(2) 休館日について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第4条関係)

(3) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の許可について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第5条関係)

(4) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の制限について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第6条関係)

(5) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の取消し等について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第7条関係)

(6) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第8条、別表第2関係)

(7) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の減免について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第9条関係)

(8) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の不還付について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第10条関係)

(9) 原状回復について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第11条関係)

(10) 損害賠償について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第12条関係)

(11) 文言の整理を行うこととした。

(第13条、第14条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

21 福知山市人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（一部改正）【人権推進室】

1 改正の理由

福知山市人権ふれあいセンターさわやか館の位置を変更することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

福知山市人権ふれあいセンターさわやか館の位置を福知山市夜久野町板生2738番地の4とすることとした。

(別表関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

22 福知山市三和町林業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例（一部改正）【三和支所】

1 改正の理由

福知山市三和町林業者等健康増進施設の管理を指定管理から直接管理とすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市三和町林業者等健康増進施設の位置を福知山市三和町寺尾8004番地の14に変更することとした。

(第1条関係)

(2) 指定管理から直接管理とすることにより、使用時間について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第2条関係)

(3) 休館日について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第3条関係)

(4) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の許可について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第4条関係)

(5) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の制限について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第5条関係)

(6) 指定管理から直接管理とすることにより、使用の取消し等について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第6条関係)

(7) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の納付等について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第7条、別表関係)

(8) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の減免について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第8条関係)

(9) 指定管理から直接管理とすることにより、使用料の不還付について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第9条関係)

(10) 原状回復について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第10条関係)

(11) 損害賠償について、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第11条関係)

(12) 文言の整理を行うこととした。

(第12条、第13条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

23 福知山市三和町立地企業等従業員住宅条例の一部を改正する条例

(一部改正)【産業観光課】

1 改正の理由

福知山市三和町立地企業等従業員住宅の入居者の資格の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 京都北部中核工業団地に立地し、操業する企業等の従業員の居住の用に供するために、市が建設する従業員住宅の設置及び管理について定めることとし、文言の整理を行うこととした。

(第1条第1項関係)

(2) 入居者の定義を定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第2条関係)

(3) 入居者に市と賃貸借契約を締結する企業を加え、入居者の資格について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第3条関係)

(4) 入居者に市と賃貸借契約を締結する企業を加え、入居の申込み及び決定について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第4条関係)

(5) 入居者が企業の場合の入居の手続について定めることとした。

(第9条第1項及び第5項関係)

(6) 入居者が企業の場合の使用期間を1年以内とするとともに文言の整理を行うこととした。

(第10条、別表第2関係)

(7) 入居者が企業の場合の家賃の納付について、月数に応じた家賃を徴収することとした。

(第12条第1項関係)

(8) 入居者が企業の場合の敷金について定めるとともに文言の整理を行うこととした。

(第16条第1項及び第4項関係)

(9) 駐車場使用料の徴収について、明確化することとし、文言の整理を行うこととした。

(第18条第2項から第4項関係)

(10) 入居者が企業の場合には、その役員又は当該企業に就業する者を居住させることができることとした。

(第22条第2項関係)

(11) 入居者が企業の場合には、使用期間の末日をもって従業員住宅を明け渡すものとし、届出は不要とすることとした。

(第26条第1項関係)

- (12) 入居者が企業の場合で、企業が京都北部中核工業団地に立地し、操業する企業等でなくなったときは、市長は従業員住宅の明け渡しを請求できることとするとともに文言の整理を行うこととした。

(第27条第1項及び第3項関係)

- (13) 文言の整理を行うこととした。

(第6条第3項、第8条第3項、第11条、第13条第2項、第14条、第15条第1項、別表第3、別表第4関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

24 福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例（一部改正）【人権推進室】

1 改正の理由

福知山市教育集会所の名称及び位置を変更すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 新庄教育集会所、上小田教育集会所及び東堀教育集会所の管理を指定管理から直接管理とすることとした。

(第3条関係)

- (2) 一ノ宮教育集会所の名称を三岳教育集会所とし、位置を福知山市字一ノ宮580番地とし、その管理を指定管理から直接管理とすることとした。

(別表関係)

3 施行期日

令和4年4月1日